

# 〈性の管理〉の近現代史

## ——日本・ヨーロッパ・アメリカ——

### 第1回 近代日本の公娼制度と〈性の管理〉

同志社大学人文科学研究所助教 林 葉子

本日は、同志社大学人文科学研究所・2021年度連続講座「〈性の管理〉の近現代史—日本・ヨーロッパ・アメリカ—」へお越しくださいまして、ありがとうございます。これから3回にわたり、講師と総合司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 1 本連続講座の視点

——なぜ、今、「〈性の管理〉の近現代史」を論じるのか

この連続講座で、なぜ〈性の管理〉ということを取り上げようとしているのか、そもそも〈性の管理〉とは何なのか、なぜそれに歴史研究として取り組んでいるのか、その趣旨から最初にご説明します。

#### 性の語りづらさと重要性

私たちの日常において、性にかかわる事柄は、常に何らかの形で取り上げられています。しかし、性ということが、真剣な、学

術的なテーマとして大学などで取り上げられるようになった歴史は、さほど長くはありません。まだまだ語りづらい話題です。

この連続講座で主に取り上げる近代公娼制度という政策とそれに抗する社会運動の歴史についての研究は、最近になって、とても充実してきました。

最近では、研究の世界だけでなく、漫画やアニメ、小説や映画などでも、公娼制度に関係する事柄が、たびたび取り上げられています。たとえば、ごく最近話題になりましたのは、『鬼滅の刃』という大ヒットしている漫画とそのアニメ化作品の中に「遊郭編」というパートがあって、その舞台とされているのが日本の代表的な遊廓である吉原遊廓だということです。特に、それがアニメ化されて、幼い子どもたちも見るとはならないということの是非が、主にネット上で議論になりました。私も、その原作の漫画を、大学生の女の子たちから教えてもらって、すぐに読みました。もちろんその内容はフィクションですので「こんなことは現実には起こっていない」とツッコミたくなる部分もあります。しかし、近代日本の遊廓を描いた他のフィクションの作品と比較して、遊廓という場の本質的な捉え方という点において、ずいぶん共感する部分がありました。

といいますのも、これまでのサブカルチャーの作品には、傾向として、単に遊廓や花魁を奇妙なものとして面白がるとか、エロティックなものとして消費するとか、女性たちをアイ・キャッチャーとしてのみ利用するという側面がありました。けれども、『鬼滅の刃』が焦点を当てているのは、遊廓という場で苦しさや

悲しみを抱えて生きる人々の姿、すなわち社会的に弱者とされた人たちの生きる姿であったと思います。そうした作品が多くの人たちに受け入れられ、共感されるということは、それだけ、現代の日本社会においても、同じような苦しみや悲しみを抱えて生きている人が多いということなのかもしれません。そうした作品がきっかけとなって、性という話題に対して、歴史のことも含め、真剣に話しあえる場がたくさん生まれるようになって、性を嫌悪したり隠したりするのではなく、むしろ正面から取り上げることによって、暴力的ではない性の表現について模索していくことができればいいと私は考えています。

### **誰もがその性を他者から支配されることのない社会の形成をめざして**

ただ、私は今「暴力的ではない性の表現」と申しましたけれども、実際には、性に関わる実態や表現には、暴力的なものが少なくありません。それは狭い意味での性暴力のことだけを言っているわけではありません。私たちの身体は、それ自体は素晴らしい機能を備えたものなのですけれども、その見せ方、用い方次第では、性的な暴力になってしまう場合があります。また、過去に撮影された裸の写真一枚が、その撮影された人の人生を大きく変えることもあります。つまり性には、劇薬のような側面があります。

そのように、危険な側面もある性というものについては、危険であるからという理由で、管理を求める動きも存在します。しかし、そのようにして求められた〈性の管理〉が、人々を支配する

力となって、その管理という名の支配自体が、暴力性を帯びていった歴史があります。

他方で「管理」という言葉に魅力を感じる人は少なくないようで、たとえば私たちが「これは、よく管理されている」という場合、それは、きっちりしているとか、問題が発生しづらいといった意味で捉えられることがあり、管理されていないよりも管理されているほうが良いと私たちは考えがちです。数年前のある朝、たまたま見ていたテレビのバラエティー番組で、レギュラー出演者の一人が、ある性的な事件との関連で「昔は日本でも売春を国がちゃんと管理していたんだ。国が、ちゃんと管理したほうがいい！」と、突然、公娼制度の再導入を求めるような発言をしたのを聞いて、私は、驚くと同時に、つくづく恐ろしいと思いました。「ちゃんとする」とか「きっちりやる」とか、特にその管理の主体が国家であるということに対して、お上の権威に弱い私たちは、根拠はなくとも、どこか安心感を持ってしまう傾向があるのかもしれない。

### 管理主義に、いかに抗うか

英語の「コントロール (control)」という言葉は、「管理」と訳されると同時に、「支配」「君臨」「牛耳る」「操縦」「取り締まり」とも訳すことができます。つまり「管理」と「支配」は、とても近い関係にあります。

そして、性的関係に絡んだ支配の恐ろしさについては、特にドメスティック・バイオレンス (DV) についての研究の積み重ね

があります。DV 研究の中ではよく知られた「パワーとコントロールの車輪 (the Power and Control Wheel)」(the Domestic Abuse Intervention Project in Duluth 作成) という図があるのですが、そこでも、そこでいう「コントロール」とは、身体的な暴力だけを意味するのではなくて、感情的虐待 (emotional abuse)、経済的嫌がらせ (economic abuse)、そして社会的な隔離 (isolation) を含めた概念です。

そこで、そのような支配の一形態としての管理に、いかに抗うかということが課題となってきます。ただ、他者に管理されるのが問題なのであれば全て自分で決めれば解決するのかというと、それほど単純な問題でもありません。依存症の人や、洗脳されているような場合や、貧困などの背景がある場合など、その人の決定は、本当に「その人が決めた」と言えるのか、あるいはその人が置かれた状況に、決めさせられてしまったのか、判断が難しい場合があります。

そして、そのように難しい問題だからこそ、個々のケースだけでなく、制度に着目する必要があるわけです。多くの人が葛藤を抱えているような問題については、個々の問題だけを単独で解決することは難しく、なぜそのような問題が起きているのか、長いタイムスパンと広い視野から、問題の所在を俯瞰して考えていく必要があります。

そのため、この講座では、〈性の管理〉を捉える上で、歴史と国際関係に焦点を当てています。「今」「ここ」だけを見て判断しえないような事柄も、少し視野を広げると、よくわかってくるこ

とがあります。他の時代や国の状況を調べて、比較したり、両者の関係について考えたりしていくと、今の状況の見え方が変わってきます。

## 2 本講座の構成

### 歴史と国際関係への着目

この連続講座の第3回目には、私以外に、3名のゲスト講師の方々をお招きして、それぞれ、帝政ドイツ、ハプスブルク帝国や新生国家のチェコスロヴァキア、アメリカ合衆国の軍隊による〈性の管理〉についてご講演いただきます。ドイツも中欧諸国もアメリカ合衆国も、日本が〈性の管理〉にあたって、特に参考にした国でした。

私は、これまでの約25年間の研究の中で、ようやく見えてきたことがあります。それは、〈性の管理〉の諸問題は、帝国主義や植民地主義と深く関係しているということです。日本が帝国としての拡大を図っていた頃、当時の日本の知識人たちが憧れていたのは大英帝国です。日本は、近代公娼制度の導入にあたって、その廃止を求める社会運動（廃娼運動）を始めるにあたって、イギリスを最も重要なモデルと見なしました。特に、イギリスとその植民地との関係性から学ぼうとしました。たとえば、インドやその一部とみなされていたセイロン島、ニュージーランド、オーストラリア、英領マラヤなどと日本との関係が意識されることになりました<sup>1</sup>。

この連続講座のサブタイトルは「日本・ヨーロッパ・アメリカ」としてありますが、〈性の管理〉をする側は「日本・ヨーロッパ・アメリカ」でも、それらの帝国としての在り方を問う時には、当然、植民地化された側のアジアやオセアニアやアフリカの諸国における〈性の管理〉の実態が問われることになって、広く世界史が意識されることになります。

### 遊廓は、どこまでが“日本文化”か

ところで、現代の日本においては、遊廓が日本的なものだというイメージが根強いように思います。たとえば、先ほど言及した『鬼滅の刃』の遊郭編のアニメのプロモーションビデオは、現在、YouTubeで公開されていますが、それを見ると、まず、ポロンと三味線の音がして、遊廓の建物の障子に囲まれた空間を潜り抜けていくと、その先に、着物姿の女性たちがいます。その遊廓の建物は瓦屋根の日本家屋です。そうした和風のイメージは、大正期の吉原遊廓の実態をそのまま描いたものというよりは、むしろジャポニズム的な捉え方を色濃く反映しているように思われます。

【図1-1】をご覧ください。これはフランスのパリで発行された絵葉書で、イギリスのニューヘイブンという港町に1905年に送られた大阪の松島遊廓の絵葉書です。建物はいかにも日本家屋的で、提灯も、当時のヨーロッパでは日本的なものとして捉えられていました。

次の【図1-2】の絵葉書は、日本で発行されたものですが、

【図 1-1】 パリで発行され 1905 年にニューヘイブン（イギリス）に送られた松島遊廓の絵葉書<sup>2</sup>



【図 1-2】 日本で発行され 1910 年にパリで使用された吉原遊廓の絵葉書





【図 1-3】 日本で発行された未使用の吉原遊廓の絵葉書



1910年にフランスのパリで使用されました。東京の吉原遊廓の写真を用いて、吉原名物の桜と建物の軒先の提灯に目がいくように着色されています。この絵柄も、やはり典型的な日本のイメージを強調したものです。

他方、この【図 1-3】は、どうでしょうか？これも吉原遊廓の写真を用いているのですが、日本で発行されて日本で未使用のまま保管されていた絵葉書です。

もしも私が、この【図 1-3】の、道の中央にいる和装の女性たちの姿の部分だけを隠して「これは外国の街の写真です」と間違った説明をしたとしたら、「なるほど、そうか」とその説明を信じる人がいるのではないかと思えるほどに、無国籍風な景色です。

遊廓建築は、日本的な要素ばかりではなくて、たとえば、ステ

ンドグラスやタイルを使ったりして、もともと通常の日本家屋にはなかった目新しい要素をたくさん取り込んでいきました。そんなことができたのは、遊廓という場所が、うまく経営すれば、とても儲かる場所だったからです。ただし儲かるのは業者だけで、そこで働いている女の子たちは、ちっとも儲からないので、娼妓をやめて女工になりたいと希望する人もいたくらいです。

基本的に娼家というものは、女性たちの体が資本ですから、他に元手がなくても始められて、当時、娼婦とみなされた女性たちは今以上に蔑視されていたので、楼主がその女性たちから酷い搾取をしても、それを当然のように思う人たちが少なくありませんでした。しかも遊廓は当時、国家公認ですから、楼主たちは「お国のために貧しい女性たちを助けてやっている」というくらいのもので偉そうにしている、そうやって女性たちから搾り取ったお金を、客寄せのために、娼家の建物を面白くするのに注ぎ込んだわけです。

当時の日本人の多くが憧れていた欧米の建物の意匠も取り入れられていたので、遊廓は日本的だというイメージは、思い込みに過ぎません。そのような〈日本的な遊廓〉というイメージは、海外に絵葉書などのメディアが遊廓のイメージを広く拡散していく際に、相当にデフォルメされて伝わっていったものだと考えられます。そして、そのようにして伝わった「売淫国」日本というイメージは、次回詳しくお話しますように、日本という国や日本人全体に対する差別感情にも結びついていきました。この講座で、公娼制度と廃娼運動の国際性を特に取り上げたいのは、そのよう

な〈日本特有の問題としての遊廓〉というイメージをいったん引き剥がすことによって〈性の管理〉の歴史について考え直したいからです。

### 3 〈性の管理〉の歴史の諸相

#### 政策としての〈性の管理〉——様々な要素の絡み合い

ここでいう〈性の管理〉の歴史とは、政策やその政策を立てた人たちの考えのことだけではなくて、その政策のもとで生きた人々の実態や、〈性の管理〉の政策に対する批判、政策の廃止や変更を求める社会運動、そして、政策や社会運動が生み出した差別の問題を含む、幅広い概念です。同志社大学人文科学研究所は、かつて独自の「キリスト教社会問題研究」という分野を創始しましたが、それは、日本のキリスト教徒が、日本の近代化にともなって生じた社会問題とどのように向き合い、解決しようとしたかを探る学問分野です。公娼廃止を求めた廃娼運動の歴史は、その「キリスト教社会問題研究」の主要テーマの一つです。

〈性の管理〉の政策のうち、買売春問題への政府の対応、すなわち公娼制度や、その廃止を定めた売春防止法の制定などは、そうした政策の主要な一部分なのですが、買売春管理だけが〈性の管理〉ではありません。性を売ったり買ったりすることへの介入は、誰と誰との性行為を認めるかという性行為の相手を制限する政策の一環であり、刑法の姦通罪、すなわち、結婚相手以外の人との性行為を罰する規定も、同じように〈性の管理〉という性格

を持つ法であるといえます。また、性感染症の対策も〈性の管理〉ですし、性行為の結果として生まれる子どもの数や、生まれる子どもの質をコントロールしようとする法、たとえば、刑法の墮胎罪や、国民優生法、優生保護法なども〈性の管理〉の一部です。この講座では、〈性の管理〉という言葉を、そのような性行為に関する様々な問題が複雑に絡み合っている実態に対しての、多方面からの政治的アプローチの総体を表す言葉として用いています。そして実際に、性の売買の歴史は、性感染症対策や人口政策の歴史と深い関係がありました。

### **近代公娼制度研究＝遊廓研究＝女性史、ではない**

こうして、近代公娼制度の問題を〈性の管理〉の政策として捉えようとするときに大事なことは、近代公娼制度は遊廓だけの問題ではなく、また、女性だけの問題でもないということです。もちろん、近代公娼制度研究の中で、遊廓研究は最も重要な一部分ですし、そこに女性史という視角からアプローチすることは、とても重要です。しかし、それが近代公娼制度研究の全てではありません。

近代公娼制度とは、「公娼」が誰であるかを定めることによって、同時に「公娼」ではない人が誰であるかを定めるものもありました。それを明確に示しているのは、1900年10月2日に公布された娼妓取締規則（内務省令第44号）です。この規則は公娼制度の歴史の中で最も重要な法の一つです。その第1条には「18歳未満の者は娼妓たることを得ず」と書かれてあり、第2条

は「娼妓名簿に登録せられざる者は娼妓稼を為すことを得ず」と書かれています。

ここで非常に興味深いことは、それが「娼妓」を「取締」まる「規則」であるはずなのに、最初の第1条と第2条に、娼妓ではなくて、娼妓になってはいけない人（つまりここでは「18歳未満の者」と「娼妓名簿に登録」されていない人）を先に決めているという点です。もちろんこのような記載内容から、私たちは逆に、18歳になれば娼妓になれるということや、娼妓名簿に登録されれば娼妓になれるということは理解できます。しかし、条文の書き方としては、娼妓よりも、むしろ〈娼妓の外部〉、すなわち「私娼」の方が、強く意識されていると見ることができます。そしてその「私娼」とは、後で説明しますとおり、特定の誰かのことでなく、「公娼」として登録されていない全ての女性に対してかけられた〈疑い〉のことなのです。近代公娼制度を研究するには、遊廓や娼妓だけを見ているのでは不十分で、それは遊廓の内外で生きる全ての人々と近代公娼制度との関係についての研究である、といえます。そして、公娼制度というものが、公娼地域の外部にどのように影響を与えたかを含めての公娼制度という制度の研究が必要であると、私は考えています。

## 4 性を売り買いするとは、どのようなことか

### 性の売買についての言葉の変遷

ところで、ここまでは「性を売る」とか「買売春」という言葉

を説明なしに使ってきましたが、そもそも「性を売る」とは、どのようなことでしょうか。

「そんなことは説明されなくてもわかっている」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、たとえば「現代日本の性風俗業と戦前の娼妓たちの仕事の違いを説明せよ」と問われた時に、その違いをはっきり説明できる人は、案外、少ないのではないのでしょうか。

まず、現代の日本において、世代を問わずに最も通じやすい言葉は「売春」だと思います。売春防止法という名前の法律もありますので、それは、おそらく子どもたちでも知っている言葉です。しかし、戦前の日本では、「売春」よりも「売淫」や「売笑」という言葉の方が一般的でした。いずれにしても、これらの言葉には、娼婦と見なされた人々に対する差別感情が、べったりと貼りついています。

「売淫」「売笑」「売春」という言葉は、女性のイメージが強くて、売春防止法も、女性の売春を防止するという主旨で1956年に制定されました。それに対して、むしろ、買う側の行為、それは、主に男性の行為を指して言及される場合が多いのですが、買う側の行為や意識こそが社会問題であるとの認識に基づいて、「買春」という言葉が新しく使われるようになりました。特にこの「買春」という言葉は、戦後しばらくして、日本がだんだん経済的に豊かになっていくのに伴い、日本人男性がアジアの貧しい女性たちの性を買うために海外に出かけていく、いわゆる「キーセン観光」が日本の内外で問題化された時に、そのような男性たち

の行為を批判する運動の中で頻繁に使われるようになっていったという経緯があります。

女性解放運動の中では、買売春については、特に買う側の男性を批判して、買売春を女性差別の現れであると捉えて、社会問題として解決の方法を探ることが長く続けられてきました。けれども、近年では、そうした女性解放運動の枠組みに対する批判的な捉え方を反映させた概念として「セックスワーク」という言葉が用いられることも増えてきました。または、それとは別に「性売買」という言葉が使われることも増えてきました。「性売買」というのは、かつての「売春」という言葉の響きが、女性たちばかりを責め立てて、女性たちの苦しさをまったく考慮しないような差別的な時代性の反映であるととらえて、より公正な表現を求めて使われるようになった言葉です。

### 「性売買」とは、何を売買しているのか

この講座の中で、歴史的な事象を表現する際に、どの言葉を使うかということは、ゲスト講師の方々と何度も話し合ったのですが、たいへん難しい問題でした。特に歴史的用語に貼り付いた差別性の問題と、過去と現在との概念的なズレの問題が、大きな課題でした。

たとえば、「買売春」という言葉の「春」という言葉についている差別性を避けるために「性売買」という言葉に完全に置き換えようとする、それぞれの言葉の指す意味には、大きなズレが生じてしまいます。現代社会においては、戦前の日本には存在し

ていなかったような性に関わる商取引、たとえば、代理母出産や、サイバーセックスや、使用済み下着等の売買などがその例ですけれども、「性売買」という場合、売買しているのはどの範囲の「性」なのかが、厳密に考えると、わからなくなっていきます。たとえば、性欲と無関係な子宮を用いたビジネスも「性売買」の一種なのでしょう。直接的な身体接触を伴わずにパソコンの画面越しに行われる性的な取引は「性売買」でしょうか？使用済み下着や唾液などを売買するのは「性売買」でしょうか？一般の飲食店に雇われている女性店員に性的な関心を持った客が、その女性の姿を見るために毎日その店に飲食しに行くような場合、女性店員側は全くそれを意図していなくても「性が買われた」と言えるのでしょうか？——「性売買」という言葉は、そうやっているのと考えていくと、定義が難しく、曖昧な言葉なので使いづらい側面があります。

### 近代公娼制度下の娼妓稼と売春防止法下の性風俗業の違い

また、近代公娼制度のもとの娼妓の性の売買とは、主に膣を用いた性行為のことを指しますが、現在では、売春防止法によってそれは禁じられていて、そのいわゆる「本番」行為は、建前上は、現代の性風俗業に従事する人々の「セックスワーク」には含まれていません。ですから、娼妓稼業と現代の性風俗業は、一見、同じように「セックス」をやっているように見えながら、実はその「セックス」の内容が、決定的に異なるのです。ですから、それらを同じ言葉で表現してしまうと、混乱が生じるだけでなく、



近代公娼制度の残酷さが伝わらないことになります。そのように、現代の言葉をそのまま歴史の説明に用いることには問題があります。そのためこの講座では、娼婦的存在とみなされた女性に対する差別の歴史を批判的にとらえながらも、それぞれの言葉は歴史的用語として用いています。

### 「売春」を「労働」と捉えると、差別は解消するか

ところで「セックスワーク」という言葉には、「売春」を「労働」と捉えることによって、性を売る女性たちが実質的な無権利状態から抜け出せるようにしようという解放戦略という側面があります。つまり、性を売ることを「労働」と位置付けることによって、他の「労働者」と同等の権利を得られるようになるのではないかという期待が、その「セックスワーク」という言葉の背後にあります。

しかし、性を売ることを「労働」と見なすのは、新しいことではなく、まさに近代公娼制度のもとでの娼妓たちの仕事は「稼業」すなわち「ワーク」でした。しかし、そのように労働者として位置づけられ、しかも国家が公認し、警察の管理のもとにありながらも、人権が剥奪されていたというのが、娼妓たちの実態でした。労働者として位置づけられ、国家が公認していた娼妓たちが、実質的には奴隷的存在だったというのが、明治の初期から敗戦後まで長期にわたって続いた近代公娼制度の実態です。

そのような歴史を踏まえますと、「労働者」として位置づけられれば直ちに状況が改善するという考えは、あまりに楽観的だと

私は考えます。その「労働者」化戦略が本当に有効でありうるか、あるいは、今現在、性風俗業に従事している人たちが、どうすれば将来的に楽になれるのか、（ここで私が解放の主体として重視しているのは、業者ではなく、これまで不当に差別され、特に酷い状況に置かれ続けてきた女性たちのことですが）そうした人々の暮らしが、どうすれば本当に、実質的に楽になるのか、その戦略を考える上でも、近代公娼制度の歴史経験についての検証が、最も重要な鍵となります。

## 5 性管理政策としての近代公娼制度への着目

### 近代公娼制度の始まりと終わり

ここで、近代公娼制度とは何かということ、もう少し詳しく説明してみます。

公娼制度そのものは江戸時代にもあるのですが、明治期以降の近代公娼制度は性病検査制度と不可分で、かつ、芸娼妓解放令といわれる、建前上は人身売買を禁止した法のもとで、「稼業」として娼妓が性を売る行為を位置付けているという特徴があります。その点については、後でもう一度説明します。

近代公娼制度は、1868年のばいどく 梅毒病院の設立とその後のけんばい 検査制度の導入が、一つの重要なスタート地点となっています。梅毒病院というのは、性感染症に特化した病院で、明治初期には、専門的な病院としては最も数が多かったと言われており、すでにその頃の日本社会では、性病の蔓延が深刻な問題になっていたというこ

とがわかります。日本ではその梅毒病院の設立に、イギリスが強く関与しました。

近代公娼制度の終わりについては、法的なことを重視して1946年とする見解と、実質的な面から1956年または1958年とする見解があります。1946年、GHQが公娼制度廃止の覚書というものを発して、それによって、近代公娼制度に関連する法律が廃止されることになりました。ただし、それは買売春そのものの全面禁止ではなく、遊廓の跡地は赤線と呼ばれる買売春地帯となって、実質的には、売春の営業が継続されていました。日本が国家として、かつての公娼制度を否定するという意思を明確にしたのが、1956年に成立した売春防止法で、それは1958年に完全施行されました。売春防止法は現在も存続しています。

そのように、日本の近代公娼制度は、始まりと終わりの時期だけを見ても、決して日本だけで完結していたのではなく、国際政治との関連においてその形が定められていったということがわかります。

### 近代公娼制度の特徴① 性病検査制度（「検黴」）

検黴というのは、性感染症の検査のことです。「梅毒検査」を、略して「検黴」と呼びました。この「梅毒」という文字は「ばいどく」と読みますが、その意味は、「梅毒」と同じではありません。「梅毒」は、梅毒だけでなく、性病一般のことを指す言葉です。つまりそこには実質的に淋病なども含まれていて、現代医学の一般的な捉え方と比較すると、かなり大雑把な概念だったとい

えます。当時、梅毒と淋病の違いについての認識も不正確だったので、そのような雑な表現になっているのです。

この検黴は、近代公娼制度を考える上では、決定的に重要です。その衛生管理としての側面が近代の公娼制度の最も重要な特徴であるということは、すでに1930年代に書かれた歴史書などでも指摘されています。

映画でも、たとえば『吉原炎上』（五社英雄監督、1987年）という遊廓を描いた有名な作品がありますけれども、その最初のシーンで、まだ幼さの残る男の子たちが、遊廓の敷地内で、女の子を追いかけ回して、彼女の着物の裾をまくりあげながら「検黴だ！ 検黴だ！」と叫んで性的に虐めるという場面があります。それはこの映画の伏線として、子どもたちの〈遊廓ごっこ〉のシーンを入れることで、その先に描かれる娼妓たちの悲惨な境遇を暗示しているのでしょう。つまりこの映画でも、娼妓に対する人権侵害問題の本質が、彼女たちの性器を定期的かつ強制的に検査するその身体管理制度に表れていると捉えられているわけです。（ただ、この映画もフィクションですから、事実と異なるところもたくさんあります。）

その検黴の最大の目的は、軍隊を弱めない、ということでした。兵士は性感染症にかかると行軍ができなくなるので、軍隊を弱めないためには、その病の蔓延を防がなければなりません。しかし、そもそも性感染症が大雑把に「黴毒」と捉えられているような時代ですから、ペニシリンが普及した戦後とは異なり、いったん性感染症にかかると、それを根治するのが難しい状況で

した。

当時、いかにこの娼妓の検黜が重視されていたかということは、公的な統計書を見ればわかります。府県ごとにまとめられた府県統計書と呼ばれるものがありまして、それは、今では、大学図書館や各地域の文書館に行けば、誰でも簡単に見ることができる基礎史料です。

今日は、京都の同志社大学で行う講座ですので、スライドの画像としては、京都府の統計書を用いてみました。これは、ちょうど日露戦争の頃の明治37年度の統計です。その統計書の第4編は「警察」という項目ですが、その第4編の小項目の一つとして「衛生」があります。さらにその「衛生」の中に、「黜毒病院」「娼妓検黜」「黜毒患者」という項目があります。

それぞれの項目の記載内容を見てみますと、たとえば京都では、「黜毒病院」として「京都娼妓検査所」のほか、伏見、福知山、舞鶴、宮津に同じような検査所があったことがわかります。そして、それぞれの場で検査された人の数や、そのうちの患者数なども記載されています。娼家のことを当時は「貸座敷」と呼びましたが、その「貸座敷」の数や「遊客」（男性客）の数や、「費消金高」（客が使った金員の総額）も記されています。

このように一応、統計書は存在しているので、府県別で比較したり、時期ごとに増減を調べたりすると、かなりのことがわかります。しかし、項目の立て方に府県ごとの相違があったり、時期ごとに項目そのものが変化していったりするので、これらの統計のデータを全国的に整理して示すのは、なかなか大変なことです。

統計書の内容を確認しておくことは、基礎的な調査としては重要です。しかし、たとえばこの京都府の1904年の統計の検閲の項目で、梅毒患者は「真性梅毒」と「仮性梅毒」と「雑症」の3つに分けられており、今から見れば、それはかなり主観の入った診断だと考えられますから、あまり頼りにならない数字です。また、この年の京都府の統計にはありませんけれども、「私娼」の数について記載している統計書もあるにはあるのですが、「私娼」という概念自体、かなり主観のかつ曖昧で、統計書に出ているその「私娼」の人数も、そのまま事実を表したものとして信用するには根拠が薄いと私は考えています。

## 近代公娼制度の特徴② 「稼業」としての娼妓という建前

近代公娼制度の特徴としてもう一つ挙げたいことは、くりかえしになりますが、当時は「娼妓」が「稼業」だという建前があったということです。さきほど、娼家は「貸座敷」と呼ばれていたと紹介しましたが、「座敷」を「貸」と書いて「貸座敷」と呼ぶ、その言葉づかい自体が、一種のパフォーマンスでした。つまり、遊廓側はそれを「貸座敷」と呼ばせることによって「自分たちは座敷を貸しているだけです。娼妓たちが勝手に、そこで稼いでいるのですよ」というポーズをとっているのです。つまり「これは人身売買ではありませんよ」と言いたいわけなのです。けれどもそれはただの建前であって、実質的には奴隷制だと、日本でも海外でも、当時から指摘されていました。

娼妓稼業が奴隷的であるというのが、具体的にはどのようなこ

とだったかということは、当時発行されていた新聞などを読めば、あちこちにその実例が示されていて枚挙にいとまがないのですが、今日は時間の都合で2つだけです、具体的な事例を紹介したいと思います。

同志社大学人文科学研究所には、娼妓の裁判記録の現物が、複数件分、残されています。それは、アメリカからメソジスト・プロテスタント教会の宣教師として来日したユリシーズ・グラント・マーフィー (Ulysses Grant Murphy) という人物が関与した、娼妓解放のための「自由廃業訴訟」と呼ばれる裁判の記録で、その史料は、マーフィー自身が、長年にわたってアメリカで保管し続けていた貴重なものです。そしてその史料が、小澤三郎というキリスト教史の学者の手に渡り、現在は人文科学研究所の小澤三郎旧蔵資料の一部として、大切に保管されています。今日は、その一次史料を用いて、19世紀末の日本における娼妓が置かれた状況について説明します。

### **娼婦とみなされた女性たちの個人情報と研究倫理の問題**

ところで、その史料紹介の前に、一点、お断りしておきたいことがあります。それは、娼婦とみなされた人々の個人的な情報を、どのような場合に研究発表の中で開示しようかという、研究倫理上の問題です。法的なことだけで申しますと、すでに亡くなった人に関しては、名前や顔写真を断りなしに歴史研究の中で使っても、特別な定めがない限りは、問題にはならないようです。

しかし、たとえば明治期の新聞では、娼婦とみなされた女性た

ちについて、本人の名前だけでなく、顔写真や住所や親兄弟の名前までもがさらされていることが少なくなく、その情報開示の仕方には、明らかに懲罰的な意味がありました。そのような遊廓周辺の女性たちの見世物的な扱いに対しては、すでに明治期にも、異議申し立てをしていた人はいました。たとえば当時、張見世<sup>はりみせ</sup>というのがあって、娼家に格子状の柵があるのを昔の写真などで見たことがある方もいらっしゃると思いますが、その張見世は、すでに20世紀初頭にも、人権上、非常に問題があることとして廃止する方向で日本社会は動いていました。今でも、娼婦と見なされた女性たちは、常に見世物にされる危険にさらされているのですが、そのような娼婦差別は、100年以上前から社会問題になっていたといえます。

そこで私が危惧しますことは、歴史研究においても、女性たちの写真を用いたり名前を公開したりする際に、意図するとなしにかかわらず、見世物的な見せ方を再現してしまうのではないかということです。

私はそのことを恐れて、ある一時期、自由廃業訴訟に関しても、その裁判を闘った娼妓らの名前を伏せて、娼妓A、娼妓Bといった匿名の記し方をしていました。しかし、裁判関連史料を詳しく見ていく中で、自由廃業訴訟の最初の一例として知られる裁判の原告である佐野ふでという女性に関しては、自ら望んでこの裁判を闘ったということが史料から確認できました。彼女が訴訟を望んだことは、彼女の手紙に記されています。そのように娼妓自身の自由廃業訴訟への意思が明確に記録に残されている例は珍し



く、その意思が確認されたため、ここでは彼女の名前を、重要な自由廃業訴訟の第一例、すなわち、勇気をもって社会を変革した人の名前として紹介します。社会運動の中で、本人が覚悟を決めて前に出て行っている時に、その人が娼妓だからといって、その人だけを匿名にするというのも、やはり差別的な扱いではないかと思うからです。

しかし、次回も触れますように、娼婦と見なされた人々の名前や顔写真の扱いには、かなり慎重であるべきだと私は考えています。今回は、人物の写真を用いた絵葉書の史料も紹介しますが、本人が望んで撮影されたかどうか怪しい写真に関しては、ほかしを入れました。ただ、絵葉書というものは大量の複製が出回っていますので、このインターネットの時代には、画像検索ですぐに顔を特定できてしまい、ほかしなどを入れても、実質的には無駄な抵抗かもしれません。しかしそれでも、女性たちのプライバシーが懲罰的にさらされることの問題を、仕方のないことと最初から諦めるのではなくて、丁寧に議論を重ねていく必要があると私は考えています。

## 佐野ふでの自由廃業訴訟

この佐野ふでという女性についてですが、彼女は、未成年の頃から遊廓で働いて、1つ目の遊廓では全く稼げなかったので、2つ目の遊廓に移りました。その時の借金が180円でした。次の遊廓に移る時に245円借りる形になって、そこから1年半近く働いたところ、彼女の借金は245円から280円に増えていました。つ

まり、1年半働いた結果として、1つ目の遊廓を出ていく時の借金の1.5倍もの借金を負わされることになってしまったわけです。娼家による搾取の結果、働けば働くほど借金が増えていったわけです。そのため、佐野ふでは、元娼妓だった知人の強い勧めもあって、娼妓稼業を廃業しようと考えようになりました。

そのように、遊廓では、娼妓として毎日働いて、本当はかなり稼いでいるはずなのに、帳面上は借金がどんどん増えていくということが、よくありました。

彼女は、2つ目の遊廓に入るにあたって、自分の持ち物をすべて抵当として楼主に渡すことになりました。そして、それらは自分の持ち物であるにもかかわらず、使う時には楼主から「借用」する形になりました。

彼女には、他の娼家に移る時には借金を全て一括で返すという決まりも押し付けられました。そんな返済は実際には無理なので、そのようなルールは、彼女が他の娼家には移れないということの意味していました。

彼女の稼ぎは、賦金（すなわち税金）を払った残りから、半分を楼主に渡す決まりになっていました。さらにその残り半分の自分の取り分から、部屋の使用代を払い、入院した時の雑費なども全て支払うことになっていました。娼妓は美しく装う必要がありますので、化粧や髪結のための費用も支払います。また、多くの娼家では、あまり良い食事を提供しませんでしたので、自分で食べ物を買って足すこともありました。そのようにして日常的に使用するお金の額が、稼いだ金額よりも大きければ、その差額が借金

に上乘せられて、その借金には利子も付けられますので、借金は、どんどん膨らんでいくかたちになっていました。

そのような状況では、遊廓にいと、借金は増える一方で、決して遊廓から出ていけないので、彼女は廃業をしようと決意しました。しかし、そこから、さらに酷い目に遭うことになります。

まず、娼妓をやめるために廃業届というものを警察に出したのですが、楼主が印を押さなかったため、廃業届に楼主の押印がないという理由で、警察はそれを受け付けませんでした。そのため、佐野ふでは、地方裁判所に、楼主の押印を求める訴訟を起こしました。それが自由廃業訴訟の始まりとなりました。

それで、彼女は勝訴したのです。ところが、そこから楼主の抵抗が始まりました。彼女は裁判で勝ったにもかかわらず、楼主は裁判所の命令を無視して、彼女を娼家に閉じ込めて、外に出しませんでした。そればかりか、彼女に3日間も食事を与えませんでした。そのように酷い目に遭わされている佐野ふでを救済しようとして、複数の弁護士や廃娼運動家が、地方裁判所や愛知県知事のもとに頻繁に出向いて、いかに不正なことが行われているかを訴えましたが、楼主は彼女を解放しませんでした。楼主は1ヶ月半近くも彼女と彼女の父親に嫌がらせを続けたため、ついに佐野ふでは心が折れてしまって、勝訴したその裁判を、願ひ下げることになりました。そして、彼女の裁判を支援していた4名のキリスト教徒は、彼女がいかに不当に拘束されているかを訴えたチラシを配ったことが、検察から出版法違反だと訴えられて、有罪とされ、罰金刑を課されることになりました。

佐野ふでは、その後、別の遊廓に売られていきました。

こうした裁判の結果は、この時期の娼妓が、遊廓でいかに搾取され、いかに不当なルールのもとで人権を侵害されていたか、また、どれほど強く拘束されていたかを示しています。

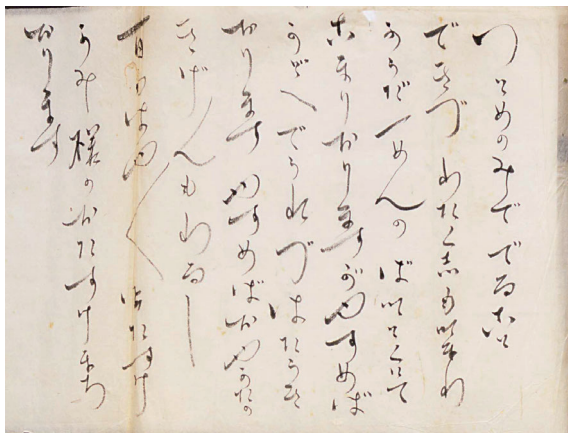
佐野ふでを助けようとした宣教師ユリシーズ・グラント・マーフィーとその家族も、遊廓関係者や公娼制度を支持する人々から、酷い嫌がらせをされました。そのため彼は、自分の家の警備のために人を雇う必要がありました。

マーフィーは、日本語をよく勉強して、日本の新聞や法律の条文を読めるようになって、日本の娼妓たちの置かれた悲惨な状況を知り、遊廓から逃亡しようとしている娼妓たちを助け出すための方法を新しく考案し続けました。そのように娼妓の自由廃業を支援する活動に取り組むほか、被差別部落での伝道なども行いました。彼は生涯にわたって日本人との関係を大切に、アメリカ合衆国に帰国後は、アメリカの西海岸で日系人差別と闘い、「日系人の父」と呼ばれました。

### **ある娼妓が宣教師 U. G. マーフィーに助けを求めた手紙**

佐野ふでとは別の、ある娼妓が、マーフィーの助けを求めて彼に送った手紙もご紹介します。この手紙（【図 1-4】）を書いた娼妓の名前は、実は筆跡からわかるのですが、これは本人が公開を前提としていない内容だったと考えられるため、ここでは書き手の名前を伏せて匿名で紹介します。まずは、読んでみましょう。

【図1-4】 宣教師ユリシーズ・グラント・マーフィー宛の娼妓の手紙（同志社大学人文科学研究所蔵）



つとめのみで できることできず わたくしも いまは から  
 だ一めんのばいどくにてこまりおりますが やすめば かど  
 へでられず はたらきおります やすめば おやかたのきげ  
 んもわるし 一日もはやく（あるいは、一日もはやばや）お  
 たすけ かみ様のおたすけ まちおります

この手紙からは、いろいろなことがわかります。

まず、この娼妓は、遊廓の外に出たいと強く願っています。にもかかわらず、外に出させてもらえない状況で、マーフィーの助けを求めています。彼女はかなり重い性感染症にかかっていたようで、その症状は体全体に広がっており、自覚症状もあり、とても困っています。しかし、そんな状態でも休むことは許されずに、

娼妓として働き続けています。休めない理由の一つは、休むと樓主（「おやかた」）の機嫌が悪くなるからです。そして、彼女が待っているのは、マーフィーの助けであると同時に、神の助けでもありました。

ここに彼女が書いた「かみ様」が、マーフィーの伝えなかったキリスト教の神であるかどうかは、わかりません。しかし彼女は、宣教師であるマーフィーの自由廃業運動が彼の信仰に基づくものであることを、理解していたと考えられます。そしてマーフィーの信仰心を踏まえて、「かみ様のおたすけ」を求めているのだと考えられます。

この手紙を読んで、あらためて驚かされるのは、娼妓である女性の全身に性感染症の症状が広がっているような状況でも、まだ娼妓稼業を休めないようなことが実際にあったということです。近代公娼制度は性感染症の蔓延防止が最大の目的だったはずなのに、実際には、そんなことが起きていたのだとわかります。遊廓については、建前と実態とがかなり乖離していて、公文書だけを読んでいてもわからないことがたくさんあり、むしろ、その建前と実態の乖離や、欺瞞的側面や、人々の嘘こそが、近代公娼制度の特徴であったといえるほどです。つまり、建前であるところの公的な説明を鵜呑みにすると、近代公娼制度の本質が見えない場合があるということです。そこが近代公娼制度というものの理解を、非常に難しくしています。

## 6 近代公娼制度の下で生きるということ

### 〈近代公娼制度＝女性の売春に寛容な社会〉という誤解

しかし、近代公娼制度については、はっきりとわかることもあります。当時の大量の史料が、娼妓たちの置かれた苦境を、具体的に証明しています。それらが示すのは、建前上は商取引であったはずの娼妓稼が、実質的には奴隷制になっていたという事実です。そのように、労務管理が、同時に奴隷制的な支配となりました。ここでいう奴隷制的な支配とは、身体拘束や身体への暴力のことだけではなく、精神的、経済的な暴力や、社会的隔離の問題を含んでいます。

そのような制度が公的に敷かれていた社会の中で生きるとは、どのようなことだったのでしょうか。まず、同じ制度のもとで生きていても、女性と男性とでは、その制度の意味するものは大きく異なっていました。

もしも皆さんの中に、「公娼制度が性の売買を公認するということならば、近代公娼制度のあった時代は、女性が性を売ることに対して寛容だったのではないか」と考える人がいるとすれば、それは全くの誤解です。近代公娼制度というのは、繰り返しになりますが、全ての国民の性を管理する制度であって、売春についても、売春が良いことだから認めましょうという話ではなく、むしろ「公娼」を登録制にして、その対象を限定することによって、「私娼」を弾圧するのが目的です。

ここで肝心の点は、(「公娼」ではない)「私娼」とは誰かとい

うことが、実は誰にもわからないということです。もしも、性行為の対価としてお金をもらうのが娼婦であるというならば、お金の代わりに高額なプレゼントをもらった人のことは、どう考えたらいいのでしょうか？あるいは、1回きりの性行為ではなく、専属的に、ある人と長期間にわたって性行為をして、代わりに生活費をもらっているような人の場合は、どうでしょうか？さらに言えば、お金や物はもらってなくても、権力者と性的な関係を持った後で、なぜか不自然に出世した人のことなどは、どう考えたらいいのでしょうか？

そうやって考えてみると、実は、娼婦と娼婦ではない人との間の線引きは、厳密に言えば、誰にもできないということがわかります。そんな中で、「公娼」というものを定めて「私娼」を弾圧するということになれば、何が起こるのでしょうか？——まず「あの人は娼婦か、否か」と互いの娼婦性を監視しあう、非寛容な監視社会になります。そんな中では、女性たちは分断され、孤立していくことになります。

## 分断される女性たち

次の【図 1-5】は、公娼制度が招いた女性たちの分断を、よく表しています。1870年代の『团团珍聞』という風刺雑誌に掲載された風刺画です。左側に描かれた狐は、公娼である娼妓です。右側の猫は、芸妓たちを表しています。芸妓というのは、今では「芸者」といったほうがわかりやすいですけども、現在の芸者とは異なり、この時代の芸妓の多くは性を売る存在だと考えられ



【図1-5】娼妓と芸妓の対立（『團圓珍聞』第102号、1879年4月5日、同志社大学人文科学研究所所蔵）



The cats at Hamamatsu giving a written promise not to enter into competition with the foxes.

ていました。つまり、娼妓も芸妓も、両方とも娼婦的な存在と見なされていたのですが、図の左側の娼妓たちだけが公認されていました。娼妓は芸妓よりも、少し上の位置に描かれています。これは、娼妓たちの方が公認されているので、表向きは、偉いというわけです。しかし芸妓は娼妓よりも少し自由な立場に置かれていたので、そちらの方がよくモテました。そこで娼妓たちは、芸妓は性病検査もしていないのに自分たちの客を奪っていると怒り心頭で、芸妓たちを責め立てている、という図です。

### 娼妓たちの孤独——「親孝行」と結婚願望

女性たちの分断は、女性たちの孤立を生みましたが、もともと、娼妓になる女性たちの多くは、娼妓になる時に親に売られている

ので、その時点で、心はかなり大きな傷を負い、孤独だったと考えられます。

時々、「娼婦」や「売春婦」という言葉に、強欲だとか、見栄っ張りだとか、自分勝手だとか、そういう否定的なイメージを重ねて語る人がいますが、そのような娼婦のステレオタイプと、実際の娼妓の姿の間には、かなり大きなギャップがあります。

まず、娼妓になるという行為は、彼女たちが育った共同体においては、しばしば「親孝行」だと考えられていた点が重要です。当時の遊廓への身売りは、原則的には親権者がお金を得る仕組みでしたから、本人は、ちっとも儲からなかったのです。にもかかわらず、娘たちが娼妓になったのは、親や家族を助けるためでした。娼妓になった娘たちの多くは、親や家族のために、自らを犠牲にして娼妓になりました。彼女たちの多くは、偏見に満ちた娼婦のステレオタイプとは異なり、むしろその対極に位置付けられるような「親孝行」娘だったのであり、家という規範への従順さという点においては、保守的なメンタリティを持った女の子たちだったとも言えます。結婚願望も強く、遊廓の年期が明けたら堅実な結婚をしたいと願っている人も、かなり多かったと考えられます。

### 堅実さに憧れる遊廓の女性たち

そうした娼妓たちの心情は、どのようなところから探れるかといえますと、私が最近注目しているのは、遊廓で流行った唄の歌詞です。遊廓の流行唄は、作者がはっきりしないものが多く、い

つのままにか流行って、替え唄に置き換えられて、別の唄になってしまう、といった感じでしたけれども、そのように匿名性が高いからこそ、実際に流行ったものは、当時の平均的な娼妓や芸妓の心情の反映であったと考えられます。

遊廓で歌われた流行唄の中で代表的なものとして知られている唄に、サノサ節があります。そのサノサ節の替歌の中で、たとえば、「我がすきは表木綿で裏が絹、花がきらいで松が好き」という歌詞から始まるものがあります<sup>3</sup>。こういう流行唄の中には、花よりも（松の木の）松葉が好きだという歌詞が、しばしば出てきます。

なぜ、松葉なのでしょう？——松葉の見かけは、とても地味です。しかし、二本の葉の元の部分が、しっかり繋がっています。娼妓や芸妓たちは、見かけは松葉のように地味な暮らしでいいから、好きな人といつまでも一緒にいたい、と歌いました。娼妓たちは辛い毎日をなんとかやり過ごすために、客の中から「間夫<sup>まぶ</sup>」と呼ばれる好きな人を一人定めて、その恋愛感情によって日々の辛さを凌ごうとしていました。いつかその間夫と結婚して、質素な暮らしでもいいから、ずっと好きな人と離れずにいたいと願っていたわけです。ですから、華々しい「花」ではなくて「松」の方が好きだと彼女たちは歌っているのです。

たとえば、次の唄も「藝者商売」というタイトルの明治期の流行唄です。

藝者商売サラリと止めて <sup>や</sup> <sup>りょうごくへん</sup> <sup>すまる</sup>  
両国辺に住居して

お前は<sup>たな</sup>お店へ通はんせ <sup>わたし</sup>妾は家で針仕事  
二人が中に<sup>やう</sup>赤子産んで  
川と云ふ字に寝てみたい<sup>4</sup>

この歌詞に描かれているのは、地味な家庭を持つことへの憧れです。芸者なんてさっさとやめてしまって、好きな人と結婚して両国あたりに住んで、夫は「お店へ通う」勤め人になって、自分は家で針仕事をして、赤ちゃんを産んで、親子3人で川の字になって寝るような暮らしをしたいと歌っています。

彼女たちの歌の中には、「添い遂げる」という言葉も、たびたび出てきます。いつか好きな人と新しい世帯をもって世話女房になるという夢を、くりかえし歌っていました。たとえば、次のような唄があります。

添い遂げて、今じや互いに新世帯、何しやんす、馴れぬながらも水仕事 詞「これが本望だよ」ほんとに嬉しい取膳でタタタ、タタタタト、トトテトタ、テトター、是れが一生の樂しかー、トテトテトタ、トテター<sup>5</sup>

しかし、こんなふう<sup>に</sup>地味で堅実な暮らしへの憧れを歌っているにもかかわらず、こうした流行唄は、遊廓でも歌われたために、わいせつなものとして蔑視されたり危険視されたりして、取り締まりの対象にもなっていました。また、このような遊廓の女性たちの従順なメンタリティは、楼主たちに利用されました。娼家の

楼主たちは、お金もうけが狙いですので、娼妓たちが反抗しないように管理する必要があり、そのために、彼女たちの従順なメンタリティを利用して、支配を強化していきました。その手段の一つが、娼家を、擬似的な家族と見せかけることです。たとえば、雇い主である楼主を「お父さん」と呼ばせたりするのは、その一つの手法でした。そのあたりのことは、映画の『骨までしゃぶる』（加藤泰監督、1966年）という作品などにも、しっかり描かれています。

### 遊廓の好戦的な文化

遊廓の唄は、基本的には恋の歌が多いのですが、そのような中に、時々、ぎょっとするほどに好戦的な歌詞が混じっていることがあります。たとえば、次のような歌詞です。

泣てくれるなヨー ねんねんころろ ねんねんよ、坊やの父  
さんは何処へいた、海越へ山越へ満州へ、父さんのお土産は  
敵の首サノサ<sup>6</sup>

堅い娘も攻よ<sup>せめ</sup>でなびく、難攻不落の旅順でさへも、日本兵士の、  
アリヤドッコイショ手に落る<sup>7</sup>

このように「敵の首」をとってくるというような表現が、いくつもの唄の中に出てきます。また、恋と占領とを重ねて、「堅い娘」を攻め落とすということと旅順の陥落を重ねて表現したりし

ています。こうした好戦的な側面は、やはり遊廓が、いかに軍隊に近いところにあったかということを示しています。

## 戦時性暴力の捉え方

ただ、日露戦争の頃の唄を調べていて興味深いのは、当時の唄には、戦時性暴力を〈野蛮〉なこととして批判する歌詞が見られることです。たとえば次の「征露軍歌」の歌詞は、ある陸軍少将が作詞したのですが、戦争自体は肯定しながらも、戦時性暴力は否定しています。

世界に名高き日本國 旭に輝く日の御旗（中略）之に反する  
敵國の 其有様は皆知らん虚偽<sup>うそいつわり</sup>を常として 他國の領地を掠  
取り 咎なき家を焼き払ひ 罪なき人を撃ち殺し 逃るゝ婦  
女子を辱め 乳に泣く小児を刺殺し 兇惡暴戾神人の 共に  
赦さぬスラブ人（中略）スラブを舊都モスクーの 森の畔に  
追ひ籠めて（中略）世界の平和を楽しまん<sup>8</sup>

これは、自国への戒めではなく「スラブ人」批判の文脈ではありますが、「逃るゝ婦女子を辱め」というのは、決して行ってはいけない行為だと捉えられています。この時点では、まだ、兵士の性暴力は仕方ないことだというような開き直りは見られません。最初から軍隊の性暴力をやむを得ないことだと捉えていたのではなかったのだとすれば、どの時点で、なぜ変化したのかを、丁寧に検証していく必要があります。

## 男性の買春を当然視する社会

近代公娼制度は、当時の男性と女性にとって、それぞれ全く異なる意味を持っていました。女性の場合は、数多くの男性たちとの性行為を強いられた娼妓たちさえもが、一人の男性のことを一途に思い続けるのが正しいことだと思ひ込む傾向にありましたが、男性たちの中には、既婚者であっても、当然のように買春する人がいました。それは今でも同じだと思ふ方もおられるかもしれませんが、国家の公認とは恐ろしいもので、買春する男性たちの行動は、今よりもずっと大っぴらなものでした。

たとえば、この絵葉書（【図 1-6】）は、年賀状として、群馬県の男性から茨城県の男性に宛てて送られたもので、吉原遊廓の絵葉書に新年の挨拶が書き込まれています。今の若い男性たちだっ

【図 1-6】 年賀状として使用された吉原遊廓の絵葉書



たら、たとえ性風俗店を日常的に利用していたとしても、その風俗店街の写真を絵葉書にして年賀状として誰かに送ったりするでしょうか？手紙というものは、受け取る側の感情もありますので、さすがに現在では、そこまでする人は稀だろうと思います。

【図1-7】は、吉原遊廓の1911年4月の火事を報じた絵葉書です。遊廓という場所は一般に、火事が多い所で、吉原遊廓では、この1911年までに30回もの火事があり、そのうち全焼したのは10回でした。そしてこの1911年の火事も大きくて、娼妓たちがたくさん亡くなりました。ところが、その大きな火事の事件のすぐ後から、その惨状の写真を用いた大量の絵葉書が出回りました。その中の一枚がこれです。

この絵葉書に書かれたことを読んでみますと、その内容には、

### 【図1-7】「帝都北部の過半を焦土に化せしめたる吉原大火の惨状」と題された絵葉書





暗澹たる気持ちにさせられます。この絵葉書は、東北帝国大学の農科の男子学生に宛てたもので、送付先は大学になっていますが、その文面は、吉原で大きな火事があったと伝えた後で、その悲惨さには全く言及せずに、こう書いています。

御覧の通り吉原は、全部焼失致しましたので、貴君が有髭の好紳士になって再び江戸に来られる時は、遊び場所に大いに当惑するでしやうよ。

つまり、帝国大学を卒業して、いつか髭をたくわえているような立派な紳士になって東京に来たとしても、吉原遊廓はすでに火事で焼けてしまったから、あなたは女性を買う場所に困るでしょうね、と書いているわけです。そういうことを書いた葉書を、大学生に大学宛で送ったのです。

この絵葉書には、いろいろな意味で驚きますけれども、まず、たくさんの娼妓が亡くなった火事の後はその焼け跡の写真を示しながら、娼妓たちの死を悼むのではなくて、自分たちが買春できないことを残念がっているという、その冷酷さに対してです。もう一つは、この書き手は、葉書を受け取った学生が、たとえ出世してお金持ちになっても遊廓には行きたくないと思っているかもしれないという可能性を全く考慮にいれていないということです。そんな可能性を無視できるほどに、当時の社会では、男性たちの遊廓通いが当然視されていたということがわかります。

さらに驚くのは【図1-8】で、大阪の松島遊廓に娼妓が「三千

人モ居マツセ」と説明した上で「一ペン遊ンドイナハレ」と登楼を誘いかけるこの絵葉書には、なんと、修学旅行記念のスタンプが押されています。

### 異性愛を前提としていた近代公娼制度——同性愛の排除

このような、当時の人々の遊廓に対する感覚について、ジェンダーという観点から見る際には、異性愛主義という観点からも見る必要があります。たとえば、さきほどの東北帝国大学の

学生に宛てた絵葉書で、将来出世して紳士になったら遊廓がないと女遊びができなくて困るだろうと書いた人は、その学生が同性愛者である可能性を全く考えていないのでしょう。

娼妓は、女性に限定されていました。つまり、近代公娼制度は、“男性ならば誰でも（男性ではなく）女性との性行為を望んでいる”という考えを前提として作られた制度です。しかし、そのような前提で作られた制度が公的に存在しているということは、“男が性の相手として求めるのは女である”という考え方が公認されているということです。遊廓とは、そのような異性愛主義の、具現化された姿でした。

【図 1-8】「修学旅行記念（大阪）」のスタンプが押された松島遊廓の絵葉書



娼妓になる女性たちにとって、遊廓という場所が残酷なのは、本人の希望ではなく、経済的な事情によって売られていく場所であったからですが、娼妓に売られる女性たちの中にも、当然、同性愛者がいたと考えられます。たとえ異性愛者でも、意に沿わない性行為をさせられるのは耐え難い苦痛ですが、同性愛者であれば、そこに異性愛主義の強制という側面が加わり、二重の苦しみであったと考えられます。

## 7 近代公娼制度の廃止を求めた人々

### 廃娼運動の広まり

日本の近代公娼制度を考える上で大事なことは、日本でその制度が敷かれた当時から、それが問題であると指摘する声も同時に上がっていたということです。特に、日本の近代公娼制度は、イギリスなどよりもかなり遅れて導入されたので、すでに海外で始まっていた公娼制度廃止を求める動き、それを廃娼運動と言いますが、その廃娼運動についての情報も、早くから伝わっていたわけです。

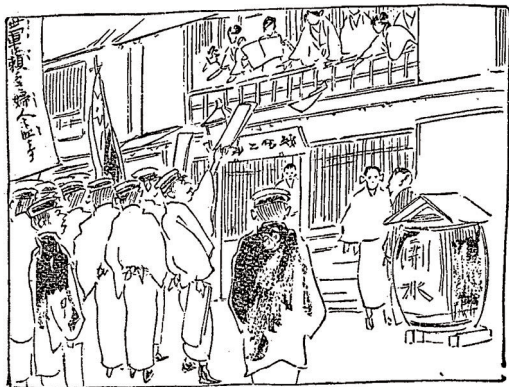
つまり、明治時代においてさえも、近代公娼制度の導入は、他に選択肢がないような必然の出来事ではなくて、一つの選択肢にすぎなかったということです。決して、その時代は、そういう時代だったから仕方なかったという話ではなく、当時の日本の為政者たちはそれを、あえて選んでいた、といえます。なぜ日本でそれを選び、廃止することもしなかったのかという原因を探る必要

があります。

ここで簡単に、廃娼運動について紹介しておきます。日本では1880年代に、群馬から廃娼運動が広まりました。この群馬の廃娼運動には、同志社の人々が多く関係しています。1886年には東京婦人矯風会という団体ができて、廃娼運動や禁酒運動に取り組み始めました。廃娼運動の背景には、キリスト教信仰との結びつきがあります。ただし、仏教徒の中にも廃娼運動に参加した人はいました。

知識人層だけでなく、一般民衆にも近代公娼制度の問題が広く知られるようになったのは、1899年の自由廃業運動の開始以降です。【図1-9】は、救世軍というキリスト教の一派の娼妓救済運動

【図1-9】救世軍による遊廓でのビラまき（『救世軍とは何か』救世軍日本本営、1903年、33頁、同志社大学人文科学研究所所蔵）



(一其) 軍進のへ原吉

を描いたイラストですが、その活動は、当時の新聞等のメディアを通じて、全国津々浦々に知られるようになりました。この救世軍を率いた山室軍平という人も、同志社出身でした。

1900年の夏以降は、日本全国で、自由廃娼運動と娼妓の実態が広く報じられたので、新聞を読む識字能力のある人であれば誰でも、公娼制度のもとで娼妓たちが苦境に陥っているということを知っていました。つまり、公娼制度下の人権問題は、決して、一部の人たちだけが論じていたことではなくて、当時の幅広い階層の人々に知れ渡っていた事実であったと言えます。

さきほども言及した吉原大火の後で、廃娼運動は本格化して、廃娼運動の全国組織である廓清会という団体が結成されました。【図1-10】は、その廓清会の京都支部の写真です。そこには同志社の社長であった原田助も写っています。ここに名前が挙がっているだけでも3名の外国人がいることに注目してください。このように、日本の廃娼運動は、日本人だけでなく、国内外の外国人と共に進められました。

もう一つ指摘したい特徴は、男性中心の団体だったということです。この写真でも、女性たちは端の方にいます。このあたりが、廃娼運動の時代的な限界だったと私は考えています。廃娼運動は女性運動だというイメージを持っている方が多いかもしれませんが、男性たちが廃娼運動の中心となり、自分たちを改革しようとして、買春などはしない男性こそ立派な男性なのだということを自ら主張していました。

【図 1-10】 廃娼運動団体・廓清会の京都支部の発会式記念撮影写真（『廓清』第2巻第5号、1912年5月、同志社大学人文科学研究所蔵）



## 8 おわりに

ここで、時間が来ましたので、第1回目の本日の内容をまとめます。今日のテーマについては、以下のようなことを指摘しました。

1. 近代公娼制度の歴史は、日本だけの問題ではなく、世界史的な課題であること
2. 近代公娼制度は、人々を性的に支配する分割統治のシステムであり、女性たちの分断を生み出していたこと

3. 近代公娼制度の持つ意味は、女性と男性、異性愛者と同性愛者とは大きく異なっていたこと
4. 日本では、すでに1900年頃には、娼妓たちの苦境が広く認識されていたこと
5. 日本国内にも、近代公娼制度に反対していた人たちがいたこと

今回は、「世界史の中の遊廓」と題して、国際関係上、この遊廓や日本人の買売春の問題がどのように捉えられ、日本人はどのように他国の公娼制度について捉えていたのかを解説します。

## 注

- 1 本講座の林の担当箇所は、主に、拙著『性を管理する帝国—公娼制度下の「衛生」問題と廃娼運動』（大阪大学出版会、2017年）、拙稿「自由廃業運動と救世軍の日英関係」（『キリスト教社会問題研究』第68号、2019年）、同「モーリス・グレゴリーの来日と廃娼運動の全国組織・廓清会の発足—イギリス・インド・中国・日本を結ぶ社会改良運動史の一断面」（『キリスト教社会問題研究』第69号、2020年）、同「小澤三郎編 U.G. マーフィー（モルフィ）関連自由廃業運動史料（1）—マーフィーによる最初の自由廃業訴訟に関する史料と娼妓・佐野ふでの手紙」（前掲『キリスト教社会問題研究』第69号）、同「自由廃業運動と流行唄—ストライキ節・東雲節を中心に」（『社会科学』第51巻第3号、2021年11月刊行予定）に発表した研究成果に基づくものである。本講座の内容の詳細と参考文献については、それらを参照されたい。
- 2 本講座の第1回と第2回で紹介した絵葉書（図1-1～1-3、1-6～1-8、2-1～2-6、2-9～2-18、2-22、2-23）および、図2-19～2-21

の資料は、林が個人として所蔵する現物を使用した。

- 3 越仲席床松『当世流行歌』石塚猪男蔵、1909年、7頁。
- 4 同前、113頁。
- 5 同前、73-74頁。
- 6 同前、9頁。
- 7 同前、64頁。
- 8 『征露軍歌 寄贈』（発行年不明、神戸愛国婦人会会頭・佐藤みね発行、同志社大学人文科学研究所所蔵）

\* 本研究は、JSPS 科研費 JP18K11898 の助成を受けたものです。